



奈良労働局発表
令和7年5月30日

報道関係者 各位

【照会先】

職業安定部職業対策課

課長

中南 一成

外国人雇用対策担当官

榎本謙一郎

電話 0742-32-0209 (内線 279)

6月は「外国人雇用啓発月間」です

6/1(日)～6/30(月)

知って、守って、みんなで活躍 ～外国人雇用はルールを守って適正に～

厚生労働省は、6月1日からの1か月間を「外国人雇用啓発月間」とし、「知って、守って、みんなで活躍 ～外国人雇用はルールを守って適正に～」を今年の標語に、適正に外国人雇用を行うにあたり、関連事項等の積極的な周知・啓発活動を行います。

外国人労働者の雇用にあたっては、事業主の方が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項があります。

1. 外国人の雇用状況を適切に届け出てください

外国人労働者の雇入れ及び離職の際は、氏名、在留資格などをハローワークに届け出ることが義務付けられています。この届出は、常用雇用だけでなく短期間のアルバイト雇用の場合であっても必要となります。また、在留資格によっては就労が認められないものがあるため、雇入れの際には必ず在留資格を確認していただくようお願いします。

2. 外国人の雇用管理を適切に行ってください

事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づき定められています。

この指針に沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

3. 外国人労働者の人事・労務支援ツールを活用してください

厚生労働省では、企業における人事・労務に関する多言語による説明や文化ギャップを埋めるのに役立つ支援ツールを作成していますので活用してください。

【資料1】リーフレット「外国人雇用啓発月間」

【資料2】パンフレット「外国人雇用はルールを守って適正に」

【資料3】リーフレット「外国人労働者の人事・労務支援ツールを作成しました」

【資料4】リーフレット「外国人労働者の職場定着のために助成金を活用しませんか？」

【資料5】リーフレット「外国人を雇用する事業主の皆様へ 外国人の適正な雇用にご協力ください」

【資料6】リーフレット「妊娠を理由に技能実習を一方的に終了することはできません」